

された（永尾正剛「小倉藩の貨幣事情」北九州歴史博物館「研究紀要²」）。一つの可能性として、調達講で集められた資金が、平野屋札の両替準備金として使用されたことが考えられる。新しい藩札を発行するには、藩札が兌換紙幣である性格上、正銀と両替をするための準備金が必要である。平野屋の場合、当然銀主である平野屋が準備しなければならないのである。調達講の目的は「諸向き御融通に御備え」と言いながら、実は天保三年に発行する平野屋札の手筈を整えていたのかもしれない。

三 奉公人

奉公人の規制
藩は農村の人手不足を受けて、その労働力の管理に相当敏感になっていた。それは、他所から農村内に入つてくる奉公人（入奉公人）、他所へ奉公に出る者（出奉公人）の管理について、藩側はもちろん大庄屋などの村役人が、注意深くなっていることから知ることが出来る。

百姓が他国（他藩領）に奉公に出ることは、遅くとも文化二年（一八〇五）には禁止されていることが確認出来るが（『福岡県史資料』第四輯）、文政八年（一八二五）には「他所」へ奉公することを禁じ、奉公へ出る場合は庄屋へ届け出ることが義務づけられている。天保元年（一八三〇）三月と七月の二度の触れでも、村方の男女が市中へ奉公



第86図 平野屋札

に出る場合、庄屋の元に届け出、庄屋に申し出ずに奉公に出た場合は、村方帳外（宗門人別帳から外すこと。いわば戸籍が無くなるのと同じような意味）にすると言つてはいる（「国作手水大庄屋日記」天保元年三月八日、七月二十六日の条）。

こういつたことは、出奉公人を規制することで、農村の労働力流失を防止しようとしたものであるが、入奉公人を安定的に供給することも重要なことであった。天保二年（一八三二）七月、国作手水大庄屋森貞右衛門は、来年（天保三年）からは夏奉公人を「百日居」に決め、早く奉公に来た者は盆前でも一〇〇日になつたら隙を取るよう、また遅く来た者は八月に入つても一〇〇日になつていなければ隙を取らせないことを指示している（「国作手水大庄屋日記」天保二年七月十一日の条）。盆を年季奉公の期限とする慣習（「五木の子守歌」を思い出して欲しい）にこだわらず、一〇〇日間の期間を設定し、労働力の安定供給を目指している。

近世後期の農村奉公人は、数年に及ぶ年季奉公から、一年季奉公・短期間（数カ月）の奉公・日割り奉公に、その形態が変化する傾向があつた。また給金についても、前借した金を働くことで返していく「質物奉公」から、労働力の対価として給金を取る「給取奉公」に変わってきた。

給金のトラブル

奉公人の給金に関することなどのトラブルは多かつたようである。その多くは奉公人側の、心得が悪いことが理由とされている。もしそのとおりであるなら、農村の人手不足により需給のバランスが崩れ、圧倒的に需要の方が多かつたであろうから、「売り手市場」であつたことも、奉公人の心得を悪くした原因の一つかもしれない。天保四年（一八三二）仲津郡奉行小出段藏より大庄屋・子供役にあてた触れの中で「近年、男女に限らず奉公人が高給を好み、勤方も以前と違つて主人の言うことが気に入らないなり仕事を放り出し、また一年間奉公する約束であったのに途中で隙を取つたりするので、主人が奉公人の機嫌を伺

うようになり、農業に差し支えている。以後、面倒を起こしたり、わがままなどを言つて奉公人には厳しい罰を申し付ける。また上男の給米七俵を上限とし、中男六俵、それ以下の者はこれに準じて決める（下男は五俵）。上女の給米は五俵半を上限とし、中女四俵半、それ以下の者はこれに準じて決める（下女は三俵半）。奉公人の給米の定めは、一村ごとにその村の村役の者が上・中・下の差別を勘案して決めること。決め方に不相応なことがあれば、村役に罰を申し付ける。一つの村の奉公が終わらない内に他の村へ奉公に行くことは禁止する。もし他の村でも奉公を行つて給米を取つていた場合は罰を申し付ける」と定めている（『国作手水大庄屋日記』天保四年十二月十六日の条）。

離農の好機

農民が奉公に出ることは、村役人にとつては、ただでさえ人手が不足しているだけに敏感にならざるを得なかつたのであるが、農民にとつては決して樂とは言えない生活を抜け出す良い機会でもあつた。一口に奉公と言つても、豪農の家に奉公する農家奉公のほかに、都市に出向いて武家や商家に奉公することもあつた。特に後者の場合は、農民にそれまでとは違つた生き方を与える可能性、つまり奉公する内に認められて、終身召し抱えられたり、運が良ければ商人などとして独立する可能性もあつたのである。もちろん、支配する側にとつては農民が農業を離れることは簡単に許すわけにはいかないことである。例えば天保五年（一八三四）郡代山田平右衛門より郡奉行中に宛てられた触れには「農業をしつかりと営んでゐる者が『身柄望（立身出世）』を志して生業を捨て、村を出て行くことは堅く禁じる。理由があつて奉公に出たい者は、その訳を村役人に伺い出て、差し障りがないと認められる場合には奉公の年限を届け出ること。もし奉公先の主人より終身召し抱えられたり、見込まれて取り立てられたりする良い機会があつたならば、そのことを届け出て指示を受けるこ

と。このことに背いたら、たとえ召し抱えられていたとしても引き戻して罰を申し付ける」（長井手永大庄屋日記天保五年二月二十六日の条）と、決して終身召し抱えられることを絶対的に否定はしていないものの、無条件に認めるわけにはいかないことを強調している。

食えない農民たち

農業を離れて別の生業で身を立てるのを志す奉公に「暗さ」はないが、当時の小倉藩の農村で「奉公」と言えば、やはり食うや食わずの生活を、少しでも楽にするためのものが大部分であった。嘉永二年（一八四九）に国作手永大庄屋国作元左衛門が仲津郡奉行西正左衛門に宛てた演説書には、惣社村の農民の暮らしについて次のように書かれている。「惣社村は、仲津郡の中でも他に並ぶものが無い程の人手不足の村で（略）田畠は一五町二反五畝余りもあるが、百姓は全部で九人（戸主の数）しかおらず、しかも全員が苦しい生活を強いられている。一人平均七八反をようやく耕作しており、少しでも余分の田畠が出来た場合には他村の者に耕作して貰つて（もら）いる。また年貢率が高い上に、麦を作れる田畠が少しも無いので、作喰（農業の合間に食べる食料）が全く確保出来ず、日傭稼ぎをしなければ飢えに及んでしまう。そうなつては、農業が営めないので村役の者などが麦や米を借り入れて百姓に渡しているが、その年々の（借りた米や麦の）元利を返済し、またかれこれと年が進むにつれて借財が嵩んでゆくため、根付料や牛代などを余分に借り入れてしまい、秋になつて年貢の上納が差し支えると牛馬を売り払ってしまう。また、その牛馬も春に二両で買ったものを秋になつて無理に売るため二歩か三歩でしか売れない。このようなことを毎年行うために大変な無駄が出て、女房・子供などを奉公に出し、百姓本人も『日分ケ奉公』に出るような有り様で大変困窮している（略）」（国作手永大庄屋日記 嘉永二年四月二十三日の条）。このように国作手

永大庄屋国作元左衛門は、人手不足を原因とする物社村の窮乏を訴えた上で、藩庫より米一〇石ずつを嘉永二年（一八四九）から六年（一八五三）までの五年間給付してくれるよう願い出ている。国作元左衛門の言う惣社村の窮乏は、人手不足を最初の原因として、作喰が確保出来ないために借財が嵩んでいること、借財が雪だるま式に増えていくこと、春に買った牛馬を秋に安く売り払ってしまうことなどを毎年繰り返すためとしている。米一〇石の給付を受けるために書かれた嘆願書であるから、多少大袈裟おおがさに書いている部分もあるかもしれない。けれども、少なからず事実を反映していると考えるなら、女房・子供を奉公に出し、主人も短期的な日割りの奉公に出なければならない農民たちの生活に、とても「明るさ」を見出すことは出来ないのである。

四 農村立て直しへの摸索

新百姓の仕据 農村の人手不足に対する対策としては、新たな農民を移住させて無主地を耕作させると言った人的な対策が講じられた。こういった新たに移植した農民を「新百姓」と呼び、彼らを移住させ、耕作させることを「仕据しそく」と言った。

「走り者」と呼ばれ、居村を逃げ出し、新天地を求めてきた農民を新百姓として移植させ、荒れ地の開発に従事させることは、細川氏のころより見られたことである。また、享保飢饉後に田川郡の猪膝中村家の茂兵衛が、長州より農民数家を引き連れて新たに村を開いた例（田川郷土研究会『津野』）などもある。その他、